

原告第1準備書面

平成23年3月14日

頭書事件に関し、被告答弁書に対する反論及び原告の主張の補充を行う。

第1 答弁書に対する反論

1 はじめに

被告答弁書において、「不知」の部分が非常に多く見られるが、多くは、被告が放送業者として、原告やその他関係機関に取材をすれば、容易に知りえる事実ばかりであり、仮に「知らなかった」のであれば、被告の言うところの「綿密な取材」を、実際には行っていなかったことを表していることを指摘しておく。

2 被告の主張に対する反論

(1) 被告の本件番組に対する認識の誤り

ア 番組趣旨について

被告は、本件番組が「原告が、厚生労働省の委託を受けてフィリピンにおいて行う、第二次世界大戦に戦死した日本人兵士の遺骨収集事業の実態を紹介したドキュメンタリー番組である。」と述べるが、これは明らかに事実と異なっている。

被告は、本件番組制作にあたり、一度も、原告の行う遺骨収集事業の現場に赴いておらず、そのごく一部の周辺事実を取材したに過ぎない状態で、その「実態」を紹介出来得るはずも無いからである。

イ 被告が仮定する名誉毀損の摘示事実について

被告は、「本件番組において、原告がフィリピンにおいて日本人兵士の遺骨を収集する際に、日本人兵士の遺骨とされるものの中にフィリピン人の遺骨が混入している疑いがあるという事実を報道した。」と主張し、これをもって、本訴名誉毀損の摘示事実と仮定している（答弁書19頁）が、被告の認識は、的外れである。

被告は、本件番組の冒頭で、「政府が推進する遺骨収集事業において、フィリピン人の遺骨が大量に含まれている疑いがある。」とし、後に、現地取材のまとめで「フィリピン人の遺骨が、日本兵のものとして送還されている疑惑は、もはや、疑いようのない事実である。」と結んでいる。よって、被告は、「本件番組で、原告が、フィリピンにおいて行う遺骨収集事業において、日本人兵士として送還される遺骨の中に、大量にフィリピン人の遺骨が含まれているという疑いは、事実だった！とセンセーショナルに報道した。」のである。

(2) 被告の不法行為

ア 違法性阻却事由について

原告は、「旧日本兵のご遺骨が、未だ大量に海外に残されているという事実は、国民が真剣に議論し真正面から考えるべき問題である。」という観点から、原告の事業に関する事実には公共性があり、放送内容によっては目的の公益性が、十分に存在しうるものであると考える。しかし、被告が仮定した名誉毀損の摘示事実は、的外している上に、真実でもないから、違法性阻却事由に該当しない。

被告が、問題の公共性や公益性を十分に理解し、言葉通りの意味での綿密な取材を行い、確実な情報に基づき、番組を報道していたのであれば、そもそも本件番組のような内容には成らなかつたはずである。

イ 被告の主張（本件事実の真実性）に対する反論

前述のように、被告は、前提となる摘示した事実の認識を誤っているので、答弁書における真実性の主張は何ら意味をなさない。

そればかりか、被告の本件番組のために行った取材は非常に杜撰な

ものであり、できあがった本件番組は、被告が初めから用意していたシナリオに沿った部分のみを繋いだ報道であったといえる。また、その内容は、中立・公平性を欠き、事実の根拠を誤認し、或いは、故意にねじ曲げた節もある。詳細は後述する。

敢えて、被告のいう「本件事実」について、検証したところ、被告の論には、明らかな誤りがある。

まず、原告事務局長に対するインタビューの内容については、それ自体が、映像編集によって被取材者の意図を歪められたものであり、被告のいうところの意味での発言内容ではない。その詳細は後述する。

尚、原告事務局長はもとより、現地フィリピン人、厚生労働省の外事室長も含め、本件番組のインタビューシーンに登場している被取材者は、皆一様に、自ら話した内容と番組上の扱いが、あまりに違うことに驚いており、被告が事実の根拠としているもの自体に、誤りや虚偽が存在していることは明白である。

次に、「遺骨の鑑定が行われていないこと」については事実であるが、その事実だけで、被告の言うところの「フィリピン人の遺骨混入の疑い」を証明するものではない。

また、「遺骨の混入の恐れ」については、原告は、容認できないものであるからこそ、遺骨の発見者や収集者に「宣誓供述書」の提出を求め、その整合性を確認し、「個体数識別」に伴った遺骨の性別・年齢・人種の区別等を行っているのである。その上でも、あくまでも敢えて厳密に言えば「可能性が無いとは言い切れない。」と謙虚に述べているに過ぎず、被告のいうように混入を容認したことは一度もない。この件については、被告からのインタビュー取材を受けた原告事務局長が、その取材の中で、何度も明確に、混入の疑いを「否定」していたが、その否定した事実を隠し、被告は、「原告が混入を容認している」という内容でインタビュー結果を使用している点、被告は、綿密な取材に基づくどころか、取材結果の真意を秘して被告の都合の良いように番組制作を行っているといえる。

よって、被告の取材に基づき、偏向ない判断を行えば、遺骨の混入については、疑いはない、もしくは可能性がないとは言い切れない程

度の結論に達するべきであり、被告の主張する「本件事実」についても、その真実性は担保されていない。

(3) 「放送法第4条」に関する最高裁判例に基づく被告の主張について

本件放送により報道された内容は、「厚生労働省が委託する遺骨収集事業」に関連したものであり、純粋に私的な利害に関するものではない。また、本件放送は、被告によって「ドキュメンタリー番組として報道」され、また被告自身が「本事業が、国民の間で議論されるべき正当な関心事であり、今後どのように進めるべきであるのかについて、国民に議論の材料を与えることを目的としている」と言っているように、本件放送は単に情報を放送した旨のものではなく、「社会全体に意義を問う番組」としての相応の責務を有している。

よって、被告の提示した最高裁判決を導いた放送と、本件放送とは質的にも背景的にも、その影響の及ぶ範囲も全く異なるものである。

従って、本訴においては、改めて、放送法第4条における請求権や放送事業者の義務について、法の全体的な枠組みとその趣旨を踏まえて、再検討する必要がある。

被告が、放送事業者としての自立性を盾に、司法からの介入を避けたいのであれば、本訴において、権利の侵害が明らかとなった時点で、自主的に相応な「訂正放送」並びに「謝罪放送」他を行うことを確約、或いは、即刻実施すべきである。

第3 「放送法」第4条に基づく請求権について

- 1 「放送法」第4条第1項は、先の最高裁判決の中でも「国民全体へ公法的義務として定められたものである」と述べられているように、本訴は、「政府・厚生労働省が委託する遺骨収集事業」に関連したものであり、純粋に私的な利害に関するものではなく、「社会全体に対する影響が非常に大きい」ものである。また、本件放送は、被告自身が「社会全体に意義を問うべき問題」と言っているように、被告がその影響を十分承知して行った報道である。また、原告は、厚生労働省から委託された事業を執行しているのであり、公法的な利害を持つものである。従って、原告が、被告に対

して、謝罪・訂正報道を請求することは、同法4条の立法趣旨に照らしても意図にかなうものであるし、先の最高裁判決と矛盾する主張ではないものと思料する。

- 2 別紙一覧に挙げるとおり、被告の放送した各事実は真実ではなく、また後述のとおり、本件放送そのものが真実でないといえる。

そして、本件放送によって、原告は名誉毀損という権利侵害を受けた。

そのため、原告は、本件放送から3ヶ月以内に本訴を提起した。

したがって、放送法第4条の規定に従い、請求の趣旨のとおり訂正放送が認められるべきである。

第4 原告の主張

1 名誉毀損の事実の摘示

- (1) 別紙一覧表において、本件番組で放送された原告の名誉を毀損する事実の摘示及びその事実の摘示により原告がいかに名誉を毀損されたかを主張する。

- (2) 尚、本件の名誉毀損の事実については、番組内の部分的発言や表現等によるものだけではなく、番組の根拠としている事実において誤認や虚偽・捏造があり、番組の大部分及び全体的な趣旨として、原告の名誉を著しく毀損する事実が存在しており、番組そのもの（虚偽、誹謗中傷番組を放送したという事実）が、名誉毀損の事実の摘示に該当する。

すなわち、被告は、本件番組報道によって、(ア)原告が行う、戦没者遺骨収集事業は、杜撰で、いい加減なものである、(イ)原告が行う、戦没者遺骨収集事業によって、フィリピン人の遺骨（盗難されたもの）が、大量に日本兵の遺骨として、日本に送還されている（ウ）原告が行う、戦没者遺骨収集事業では、「労賃」という名目で、遺骨と引き換えに（1体あたり500ペソ換算で）金を渡しており、フィリピンにおいてボーネビジネス化している、(エ)原告は、自らの事業において、フィリピン人の遺骨が混じることを容認している、などといった誤認を与えることで、原告の社会的評価を毀損しているといえる。

これらはいずれも真実ではないが、これは以下で行う、個別の事実の摘示についての検討の結果からも明らかである。

2 別紙「名誉毀損の事実の摘示…」において摘示されたそれぞれの事実について検討する。

本件放送は、各事実の摘示部分において、原告の名誉を毀損し、かつ、各摘示事実は、真実では無い。

摘示された事実の各項目についての原告の主張は、既に「訴状」においても述べられているが、「答弁書」の被告主張も踏まえ、あらためて以下に記す。

(1) 別紙表「01 導入/タイトル」について

被告は、このシーンにおいて原告が行う戦没者遺骨収集事業において、フィリピン人の遺骨が大量に含まれている疑惑があり、原告が行う戦没者遺骨収集事業には「闇」が有る、との印象を与え、原告の社会的評価を貶めた。

そもそも、この冒頭シーンは、映像とナレーション及びテロップの内容が一致しておらず、被告取材及び映像編集のいい加減さを露呈している。

- ・ 冒頭映像の「焼骨式」は、原告の独自活動によるものであり、政府の遺骨収集事業によるものではない。
- ・ 千鳥ヶ淵戦没者御苑に納骨されている遺骨数は、約 36 万柱に及ぶが、原告の収集した遺骨は、未だ 5000 余りしか納骨されていない。

一果たして、本件放送で被告が、綿密な取材で言うところの、フィリピン人の遺骨が大量に含まれている疑惑のある「この中」とは、どの中なのか。

政府の遺骨収集事業の中、或いは、映像に有るように、千鳥ヶ淵戦没者墓苑の中というのであれば、36 万柱のほとんどは、原告に因らないものであり、以後の放送が意味をなさない。

よって、冒頭の焼骨式の中、或いは、原告の遺骨収集事業の中というのであろうと推測されるが、その場合は、「祈りの先にあるのは…」とナレーションされている千鳥ヶ淵戦没者墓苑の中に納骨されている原告の関与した遺骨数が、全体に比して余りに少数であり、誇大演出の疑いを免れない。

また、「フィリピン人の遺骨が大量に混入している」と原告を誹謗中傷しているのは、訴外亀井氏とその周辺の人物であり、一部の人間の政治的な

活動の一端である。その根拠のない疑いを被告は、自らが大きく持ち上げ、「闇」という番組タイトルで、事実のように結論づけている。被告が答弁書で言うところの「疑いが生じた」という程度のもので有るのであれば、「闇」という結論づけは、明らかに誇大表現である。

逆に、真実として、フィリピン人の遺骨が大量に混入している確証が、被告にあるのであれば、本訴において、明確にしかも早急に証拠提示されたい。

(2) 別紙表「02 アバタン村民男性①」

被告は、このシーンにおいて原告は、日本人のものかどうかも確認せずに、遺骨と引き換えに、遺骨の数に応じた金を支払っているとの印象を与え、原告の社会的評価を貶めた。

被取材者本人が、本件放送で報道されている内容は、自ら話をした内容の真意とは異なり、真実では無いと証言している。

併せて、現地トゥワリ語のシーンに掲示されているテロップの日本語訳についても正しくないと、被取材者が証言している。

また、被取材者が被告に対し年収の話をしていないことは、被告が認めている。

以上、甲第2号証、及び、被告の認めるところにより、本件放送で摘示された事実(02)は、真実性を有しない。

更に、被告は、本件取材の撮影において、被告が用意した地図を被取材者に持たせて、自らの部屋から出して来たかのような所作をするよう、被取材者に指示して(甲第2号証の証言)、演出を行っている。

(3) 別紙表「03 新方式の紹介」

被告は、このシーンにおいて、原告は、現地住民に遺骨収集作業を依頼し、労賃という形で、遺骨と引き換えに、遺骨の数に応じた金を支払っているとの印象を与え、原告の社会的評価を貶めた。

原告が、遺骨発見者や収集者に対してお金を支払うのは、遺骨収集作業に対する労働の対価である。原告においては、遺骨1体あたりの金額換算で、金を渡した事実もなく、「労賃」を名目化する必要性もない。

また、労賃を支払うのは、原告に限らず、従来から、またフィリピン以外の地域でも、遺骨収集事業においては通常行なわれているものであり、特別なことではない。

この点につき、被告は、答弁書中で「従来は、政府派遣団に同行する現地協力者や、遺骨の採骨に従事したことに対する日当が支払われていたのであって、原告のとっている、現地住民に遺骨収集作業を依頼し、遺骨と引き換えに、遺骨の数に応じた労賃を支払うという遺骨収集方法が従来になかった」（14頁後段）と反論するが、作業内容に違いは有っても、「労賃」で有ることには、従来と今とも違いが無く、被告が本件放送において、原告の方法だけ「労賃という形（名目）」と称する理由になっていない。

また、確かに、フィリピン各地に支部を置き、現地住民に遺骨収集作業を依頼するという収集方法は、従来に無い新しいものであり、その部分については大きな問題は無い。ただし、原告は、本事業において、現地住民に収集作業の労賃（日当）を支払っているのであり、被告の主張するような「遺骨の数に応じた金額を支払っている」わけでは無いので、「労賃という形（名目）」にする必要性が無く、この部分につき、何らかの意図を持った被告の虚偽表現である。

更に、原告以外の例では、従来でも、またフィリピン以外の地域において、遺骨と引き換えに、謝礼や労賃を支払う現場もあり、この点につき、被告の取材不足をあらためて指摘しておく。

よって、本件放送で摘示された事実（03）は、被告独自の見解であり、真実性を有しない。

（4）別紙表「04 ワンワン村での会合」

被告は、このシーンにおいて、遺骨の盗難事件と原告の事業との関連性が高いとの印象を与え、原告の社会的評価を貶めた。

本件番組では、「2日に渡って行われた原告と住民との話し合い」と紹介されているが、被告が答弁書で認めている通り、1日目の集会と2日目の集会は別目的のものである。この点につき、既に、摘示事実の真実性は、担保されていない。

更に、答弁書での被告の説明する、本集会への経緯は、重要な部分が正

しく表示されていない。

訴状でも述べたとおり、原告は、この1日目の集会以前に、既に住民への説明会を穏やかに友好的に終えている。したがって、1日目の集会シーンは、元々、原告と住民との会合では無く、被告と村民らとの会合（或いは取材）であった。その様子を、原告スタッフが見に行ったところ、被告からの原告に関する質問等をきっかけに原告が参加せざるを得なくなったものである。原告は、この1日目の集会で、明確に遺骨の盗難事件への関与を否定している。盗難事件を騒ぎ立てたのは、訴外亀井氏らであったため、住民は、原告と亀井氏との直接の話し合いを希望し、2日目の集会となったのである。したがって、2日目の集会は、訴外亀井氏と原告との話し合いがメインであったのであるが、被告はその部分を割愛し、訴外亀井氏が同席していることを隠して、一部の村民から出た質問と、それに答える原告の映像を本件放送で、「原告と住民との2日に渡る話し合い」で、「村の住民からは、盗まれた遺骨が、原告に渡っているという非難の声が相次いだ」と称して報道したのである。

被告主張の事実はなく、本件放送で摘示された事実（04）は、真実性を有しない。

（5）別紙表「05 アバタン村民男性②」

被告は、このシーンにおいて、原告がいい加減なものを根拠として遺骨をかき集めているとの印象を与え、原告の社会的評価を貶めた。

被取材者本人が、本件放送で報道されている内容は、自ら話をした内容の真意とは異なり、真実では無いと証言している。

併せて、現地トゥワリ語のシーンに掲示されているテロップの日本語訳についても正しくないと、被取材者が証言している。

以上、甲第2号証により、本件放送で摘示された事実（05）は、真実性を有しない。

（6）別紙表「06 アバタン村長」

被告は、このシーンにおいて、前のシーン同様、原告がいい加減なものを根拠として遺骨をかき集めているとの印象を与え、原告の社会的評価を

貶めた。

被取材者本人が、本件放送で報道されている内容は、自ら話をした内容の真意とは異なり、真実では無いと証言している。

併せて、現地トゥワリ語のシーンに掲示されているテロップの日本語訳についても正しくないと、被取材者が証言している。

また、「2000体以上の遺骨」という数字の根拠が示されておらず、原告がアバタン村で収集した遺骨数（862体）と合致していない。

以上、甲第3号証、及び、原告の遺骨収集実績数との不整合性により、本件放送で摘示された事実（06）は、真実性を有しない。

（7）別紙表「07 フィルメ学芸員」

被告は、このシーンにおいて、さも科学的に正確な「日本人の遺骨であるか」という鑑定が必然であるかのような印象を与えた上で、原告はいいかげんな鑑定しか行っていないとの印象を与え、原告の社会的評価を貶めた。

フィルム氏が、日本の遺骨収集に関して実績のある人物であることは、被告も認めている。

また、フィルム氏の行っている「個体数識別」についての本件放送における表現、及び、答弁書における被告の説明は、明らかに間違っている。何を根拠に、被告は主張しているのか不明であるし、そもそも一度も「個体数識別」の現場を確認せずして、聞きかじりの見解を述べても、説得力は無い。

併せて、原告を含み、過去の南方戦線における遺骨収集においては、遺骨の科学的鑑定は行われていないので、本件番組中でナレーションされた「遺骨の鑑定を引き受けている人物」というフィルム氏の紹介も間違いである。

よって、本件放送で摘示された事実（07）は、真実性を有しない。

（8）別紙表「08 まとめ/結論」

被告は、このシーンにおいて、原告が行っている遺骨収集事業には、(ア)形ばかりの鑑定と(イ)いい加減な宣誓供述書に基づく(ウ)杜撰な実態が

あり、その結果（エ）フィリピン人の遺骨が大量に日本に送還されているとの印象を与え、原告の社会的評価を貶めた。

ア 「形ばかりの鑑定」について

被告の主張するところの「鑑定」の定義が不明確である。被告自身、答弁書の中でも「鑑定していない」「鑑定している」を随所に使い分けており、主張に一貫性が無い。

仮に、DNA 鑑定のような「科学的鑑定」を指しているのであれば、フィリピンを含む南方戦線地域においては、科学的鑑定は事実上不可能であり、日本の遺骨収集事業においては、従来から「鑑定」は行なわれていない。よって、科学的鑑定が行われるべきことを前提としている時点で、被告の認識が間違っている。仮に、科学的鑑定が不可能なことを知りつつ、さも科学的鑑定が必然であるかのように視聴者をミスリードした上で、原告の行っている作業を「形ばかりの鑑定」と表現し、事業の杜撰さを指摘するのであれば、原告に対する謂れのない中傷である。

また、仮に、収集された遺骨が旧日本兵のものであるかどうかの確認作業を指して「鑑定」と述べているのであれば、「宣誓供述書」や「個体数識別」すら行われて来なかった原告の活動以前に比べれば、その精度は増すことは有っても、従来に劣ることは無い。

いずれにしても、「遺骨の鑑定」については、従来から、フィリピンにおいては行われていないものであり、その旨を正しく報道せず、より正確さを求めて方策を講じ努力している原告ばかりが「不確かな鑑定」を行っているように、非難される謂れも無く、本件番組の報道は、意図的に偏向したものである。万一、報道が正しいとするのであれば、現在、千鳥ヶ淵戦没者墓苑に仮安置されている数十万にも及ぶ御遺骨の全てが怪しいと称していることに等しく、今までの御遺骨収集の全てを先人たちの御苦勞と共に否定するものに他ならない。

併せて、答弁書で被告が認めているように、原告は、事前のインタビュー取材の際に、「鑑定は行っていない旨」を明確に被告に伝えていたが、本件番組上においては、科学的正確性を担保する鑑定を行うべきであることを前提に話が展開され、その上で「形ばかりの鑑定」をしていると、事実とは全く異なる報道を行ったのである。

よって、本件放送で摘示された事実（ア）は、真実性を有しない。

イ 「いい加減な宣誓供述書」について

被告の主張の根拠としている取材インタビュー自体に真実性の不確かな部分が有り（摘示事実2、5、6等）、被告の虚偽部分の積み重ねによる結論付けは、意味をなしていない。

訴状でも供述したように、「宣誓供述書」は、フィリピン国内法に基づく正規の法律文書である。弁護士の立ち会いの元に作成され、公正証書化されている。その意味するところは、原告インタビューの際に、被告本件番組制作担当者内山氏が揶揄した「そんな、紙切れ1枚」というような軽いイメージのものではないことは、確かである。

唯一、被告は、答弁書において「遺骨の収集者又は発見者以外の者が、宣誓供述書を作成・署名している場合が存在する」ことを反論の主としているが、現場で、本人が英語が読み書きできない場合や身分証明書（ID）を取得していない場合（つまり、宣誓供述書に本人がサインをすることが出来ない場合）に、行政区長（村長等）が、本人から状況等を確認した上で、代理署名している点につき、法的に何ら問題は無い。

よって、本件放送で摘示された「いい加減な宣誓供述書」は存在せず、（イ）は、真実性を有しない。

ウ 「杜撰な遺骨収集の実態」について

上記、摘示事実（ア）、（イ）の真実性が担保されないので、その帰結である摘示事実（ウ）も当然、真実性を有しない。

併せて、被告は、一度も原告の遺骨収集の現場を実際取材しておらず、ごく一部の周辺事実のみを集めて、「遺骨収集の実態」と称していること自体に、大きな無理が存在し、被告が、答弁書で力説しているところの「綿密な取材」自体も、真実性をなくしている。

エ 「フィリピン人の遺骨が、日本兵のものとして、大量に送還されている事実は、疑いようのない事実である」について

上記、摘示事実（ウ）に同じく、摘示事実（エ）においても、真実性

が無い。被告は、本件放送において、確証なき「疑い」を「事実」として、報道しており、明らかに虚偽放送である。

(9) 別紙表「09 原告インタビュー及び厚生労働省での鎌田発言」

被告は、このシーンにおいて、原告は、日本兵の骨とされるものの中に、フィリピン人の骨が混入することを容認しているかのような印象を与え、原告の社会的評価を貶めた。

被告は、他の被取材者の時と同様に、原告事務局長に対するインタビュー場面においても、原告の真意とは異なる内容を報道している。

インタビュー取材は、本件番組の放送日の3日前に行われており、この時点で既に番組の大枠は出来上がった上で、被告の意図に沿った部分のみを収録しに来たのは、明白である。

インタビューは、2時間にも及ぶものであったが、被告インタビュアーの鎌田解説委員と内山ディレクターの両名は、原告に対し、終始、「遺骨混入の疑いが事実である」という視点に立った質問を行っており、独自意見の決めつけや、自ら用意した答えに沿うようにした意図的な質問が多く、原告の主張や説明を真摯に聞き入れる様子は見られなかった。

本件放送で使用されているシーンは、2時間の取材時間うちの、わずか2分であり、かつ、それ自体も2時間の間にバラバラに存在する5つのパートを繋ぎ合わせて、一つのものとしている。摘示事実(9)の原告インタビューシーンも前段の鎌田氏との質疑①と、後段の内山氏との質疑②に分かれており、話の内容は同じものではない。

質疑①においては、鎌田氏の発言にも有るように、あくまでも「仮に」の話である。背景として、原告が遺骨混入の疑いを明確に否定する中で、鎌田氏がそれでも、遺骨が混入していた場合の仮定の話質問したものであり、それに対して、原告は、可能性が0%でない以上は、フィリピン人への配慮が足りないと言われれば、そうかも知れないと同意したのであり、また、逆に、混入の可能性を0%にすることのみに捉われていると、事実上、旧日本兵の遺骨は、持ち帰ることが出来なくなると、追加説明したものである。

質疑②においては、取材時間も終盤に差し掛かっている折り、「宣誓供述

書」を採用するという新システムの是非の話が佳境に有る中で、内山氏から「こういう（新方式）の体制を組んだ時に、こういう事（新体制に対する批判が持ち上がって来ること）は、想定していたのか。」と聞かれたので、原告事務局長は、「そこは確信犯です（それによって、マスコミが取材に来ることも含め、想定していた）。」と答えたものである。事実、原告事務局長は、引き続いて「だから、でも、こうしてやって来たおかげで、NHKさんが取材に来てくれるようになったじゃないですか。」と発言しているが、本件放送では、被告の都合で消されている。

補足すると、旧日本兵のご遺骨が海外に未だ大量に残されている事実を是非報道して欲しいと、原告が、遺骨収集活動を始めて数年来、マスコミ各社に、再三、依頼を続けて来たが、ずっと無視され続けたのに、原告が実績を上げることによって、漸く注目が集まり、誹謗中傷が出るようになって初めて、マスコミが取材にやって来た、という事実に対する、原告事務局長なりの、思いがこもった発言である。

よって、①、②いずれの場合も、「原告が遺骨の混入を容認している」旨の発言ではない。にもかかわらず、被告は、本件番組において、「日本兵以外の遺骨が混じっても、まあ、ある程度仕方がないと、つまり、遺骨が日本に戻ってくることを優先するわけだから、その中に混じっても仕方ないと、というふうなおっしゃり方をするんですよ」と放送し、「原告が遺骨の混入を容認している」と誤認させる放送を行い、原告の信用を失墜させたのである。

よって、本件放送で摘示された事実（09）は、真実性を有しない。

3 その他、被告の虚偽性、悪質性について

（1）根拠なき誇大表現

本件番組の冒頭の「大量に」といった表現を始め、数量に関する表現において、「多数」「続発」「100体近く」「2000以上」等、具体的な数の根拠があいまいなまま、視聴者にイメージを膨らませる表現を多用している。

被告は、答弁書においても、「複数」「各方面」といったあいまいな表現を具体性を示さないままに使用している。

(2) 訴外亀井氏の取材同行

被告は、対立する一方の主張を行う亀井氏を同行させて現地取材を行っており、放送の中立性・公平性に著しく反した番組を制作している。

この点につき、被告は答弁書で、亀井氏の同行を否認しているが、同じく答弁書で、ワンワン村での集会において、亀井氏が現場に居たこと、及び、それを割愛して放送したことを認めている。(答弁書 15 頁下段～16 頁上段)

(3) 被告の作為性 (ワンワン村の騒動)

遺骨の盗難事件があるとされているのは、ワンワン村であるが、原告は未だワンワン村での遺骨収集活動を行っておらず、そもそも盗難事件とは、無関係である。

被告が綿密な取材を行っていたならば、発生し得なかった事態である。

(4) 被告の作為性 (インタビュー編集)

被告のインタビュー取材を受けた被取材者たちは、皆一様に、本件番組で放送された内容と、自らの真意との違いに、非常に驚いている。

それは、フィリピン人2名 (アバタン村村民男性、アバタン村村長) も、原告事務局長も、厚生労働省の外事室長も同じである。

(5) 被告スタッフ内山氏の言動

前述したとおり、被告スタッフ内山氏は、原告インタビュー取材の際、「宣誓供述書」に対し「そんな紙切れ1枚」と言い放った他にも、フィリピンの balan-gay kapitani (選挙を経た行政区長であり司法権限を持つ村長) のことを「そんな素人」「村の自治会長さん」と揶揄していた。この辺りの被告スタッフの認識の甘さと、被告の言うところの綿密な取材とのギャップは、あまりに酷い。

(6) 被告は、原告の遺骨収集事業の現場を一度も取材していない。

被告は、「本件番組は、原告が行う遺骨収集事業の実態を紹介する番組」（答弁書 19 頁下段）と述べているが、原告の遺骨収集事業の現場を取材せずに、どうやって、その実態を紹介するというのか、非常に戸惑うばかりである。結果、本件番組に見られるように、原告の紹介部分は実に表面的なものにしかっていない。

被告は、「スケジュールの都合により原告の取材は出来なかった」（答弁書 18 頁中段）と述べており、自己都合で取材しなかったことを認めている。

併せて、被告は、「都内において倉田氏のインタビュー取材を行い、本件番組内で原告の主張も紹介している」（答弁書 18 頁中段）と述べているが、上述（第 4-2 摘示事実（09））の通り、その取材は、厚生労働省外事室長へのインタビュー同様、放送日直前に行われており、通常の番組制作過程から考えれば、中立・公平な立場での取材とは、到底考えられない。事実、原告の主張は、正しく報道されていない上に、30 分番組の中で、ほんの 2 分足らずである。これでは客観的に見て、とても対立する意見の両論併記には、成りえない。

あくまでも被告は、予め用意されたシナリオに沿った取材を行い、自らの意向に沿った部分を繋いで、それを原告の主張とだと紹介しただけである。

同様に、被告は、答弁書の中でも、「宣誓供述書」の作成現場や遺骨の「個体数識別」の現場を見ずして、その内容を定義づける主張を展開しているが、直に現場を見ずに勝手に決めつけられる被告の番組製作手法には問題があると言わざるを得ない。

第 5 まとめ

上記の通り、本件は、摘示された事実そのものが虚偽であり、被告には放送法第 4 条の訂正放送の義務があることはあきらかである。また、原告の社会的評価をおとしめ、かつ、そこには真実性を有しないから、名誉毀損行為の違法性阻却事由に該当せず、被告には、不法行為による損害賠償義務があることは明らかである。

よって、原告は、被告に対し、「民法」及び「放送法」に基づき、請求の趣旨記載のとおり「訂正放送」および「謝罪放送」、並びに HP 上の「訂正・

謝罪文の掲載」を求める。

以上